

第V章

耕作権と所有権 ——土地制度の実態——

本章の目的は、前章で述べたような農地政策を前提条件として、Z村の土地制度の実態を記述することにある。考察の対象は、第II章の土地利用の節で述べた水田、菜園、屋敷地および三日月湖をめぐる土地制度である。

まず初めに、Z村において最も重要な生産手段であり、耕作権が設定されている唯一の地目である水田について考察する。具体的には、村の中で実際に行われている公的および私的な水田耕作権の移転の実態を詳述し、農家1世帯あたりの耕作権保有規模⁽¹⁾や村全体の耕作権保有構造の変化を追求することに力が注がれる。こうした耕作権の移転や耕作規模の変化の要因や構造を明らかにすることによって、土地制度の実態に迫ってみたい。耕作権の移転は、先述の小作人登録帳の名義変更によって成立するが、すでに言及したように、小作人登録帳にはいくつかの問題点があるうえに耕作権の取得方法が記載されてないので、この種の調査には役に立たない。したがって、本書では各世帯の個別調査で得られたデータを用いる。

次に、耕作権の設定されていない菜園、屋敷地および三日月湖の保有構造について分析する。Z村では水田に比べて取るに足らないほどの面積しかない菜園は農地改革の対象とならず、またフレグー郡周辺地域の唯一の供出対象である米が菜園には作付されないので、耕作権の設定がなされていない。屋敷地や三日月湖も同様である。水田とは制度的に異なる地位におかれたこ

のような地目の土地の保有制度を水田のそれと比較検討することによって、水田の特殊性を際立たせることと、両者の保有の関連性を発見することが、本章で水田以外の地目にも言及する所以である。

1. 水田耕作権の保有と移転

(1) 取得方法の分類

1957年に挙行された農地改革がZ村内の世帯別耕作権保有規模分布の大枠を決めたといつても、30年間それがまったく変化しなかったというわけではない。公的(=合法)な水田耕作権の移転にとどまらず、さまざまな私的(=違法)移転が実際には行われてきた。すなわち、法制的には違法とされている売買、賃貸、質入れ、相続、分割といった個人的な耕作権の移転の事例が数多くみられる。耕作権の移転は、村落人民評議会議長の管理する小作人登録帳と呼ばれる土地台帳の耕作権者名義を変更することによって行われる。制度的には、国家に返還された耕作権を議長が適当な耕作可能者に付与するという形で耕作権の移転が行われることになっているが、実際には現有耕作権者が次の耕作者を指名し、これを議長が原則的には認めるというのが通常であり、ここから私的な耕作権の移転が行われる余地が生じてくるのである。

まず第19表に沿って水田耕作権の取得方法について説明しておく。この表は調査時に水田耕作権を保有していたZ村内の農家⁽²⁾が、それをどのような方法で取得したかについて、取得方法および保有面積別に農家戸数を記入した表である。

第1に、「農地配分」と「収用免除」は農地改革時に行われたものである。すでに述べたように、農地配分に際してはダドーントゥンが各農家に配分された。Z村のダドーントゥンは12エーカーであるが、場所によって土地条件が異なるため、10エーカー以上14エーカー以下の範囲はダドーントゥンと見なされた。また農地改革以前からの自作農については水田50エーカー以下は

第19表 保有規模別耕作権取得方法

(単位：世帯)

耕作権 保有面積 (エーカー)	農地 配分	収用 免除	相続	生前 相続	贈与	購入	耕作放棄 地再配分	宗教地 下付	農地配分 + 耕地放棄地	農地配分 + 宗教地下付	生前相続 + 相続	農地配分 + 相続	農地配分 + 相続 + 購入	計
4未満														0
4~6				1		2	1							4
6~8	2		2	3		1	1							9
8~10			1	3		1	1							6
10~12	3		3	1				1	1					9
12~14	10	1	5	4	1	1	2							24
14~16	2													2
16~18														0
18~20									1					1
20~22						1			1					3
22~24											1			1
24~26												2		2
26~28					1						1			2
28~30														0
30~32								i						1
32~													1	1
取得方法 別合計	17	1	11	13	2	5	5	2	3	1	1	3	1	65

(注) (1)「+」が記入してある欄は、上段、(中段)、下段の2種類以上の方法で耕作権の取得が行われたことを示す。

(2)表中の最上行に書かれている取得方法別の取得回数は、各世帯とも1回のみである。例えば、「相続」の列に含まれる任意の1世帯が複数回の相続によって、あるいは「購入」の列に含まれる任意の1世帯が複数回の購入によって、それぞれ耕作権を取得しているようなことはない。

(3)農地配分および収用免除による取得は農地改革直後、それ以外の方法での取得はすべて1964年以降に行われている。

(4)耕作権保有世帯のうち1世帯は耕作権を他人に貰貸しているので、第13表では水田農家は64世帯だったが、本表では65世帯になっている。

(出所) 高橋昭雄「ビルマ式社会主義下の農地保有——下ビルマー米作村の事例——」
(『アジア経済』第31巻第3号、1990年3月)。

収用を免除された。

第2に、「相続」は私的な耕作権移転であり、農地は国家が管理する、という原則からみるならば明らかに違法であり、行政担当者もそのように認識している。しかし、ナーレームとして公然と行われているのが現状である。また、相続は被相続人の死後行われるものであり、生前に行われればそれは贈与となるが、回答者は両者を区別せずアムエー(amwei、相続)と言っていたので、被相続人の死亡前に行われる血縁者への贈与を「生前相続」とした。

第3に、「贈与」はZ村では第3親等までの親族以外の間での金銭の授受を伴わない財産の譲渡の場合に用いられる言葉である。だが第19表の2世帯の場合は特別な意味をもつ。すなわち、Z村では農地改革を逃れて3世帯の在村不耕作地主が収用免除の名目で存続したが、革命政権の小作法によって彼らは水田を小作に出すことができなくなり、3世帯のうち2世帯は小作人に水田を無料で与え、1世帯は政府に没収された。水田を無料で貰った2人の小作人が第19表の2世帯の世帯主である。

第4に、「購入」は金銭の支払を伴う耕作権の取得である。相続や生前相続がすでにナーレームで制度化されているといってよいのに対し、「購入」は、もし郡の党委員会や人民評議会に暴露されたら処罰の対象となり得るような、正に「違法行為」である。だが、小作人登録帳の名義変更の裏での金銭の授受は可能である。ただし、購入に値するような水田の出物は非常に少なく、また金銭の授受が村外に露呈しないように村落内でナーレームを得るのに苦労するという。

第5に、「耕作放棄地再配分」とは、後継者がいない、保有地をすべては耕作できない、などの理由で前耕作者が耕作を放棄した水田や、国家が諸々の理由で没収した水田を希望者に再配分することである。前耕作者が自発的に耕作を放棄した水田の場合、概して村から遠くてしかも稲が冠水しやすい水田が多い。

第6に、「宗教地下付」とは文字どおり宗教団体の土地を譲渡されたものである。ウー・ヌ政権期に制定された1953年農地国有化法では宗教団体は農地

収用を免れたため、不耕作地主が名義だけを宗教団体に移して小作人を置き続けた。Z村では「外国人」の地主がキリスト教団に農地を名義上寄贈して小作料を取得しつづけていた。ところがネーウィン政権になってそのようなことが不可能になり、水田は国家に接収され小作人に与えられることになった。これが「下付」の背景である。

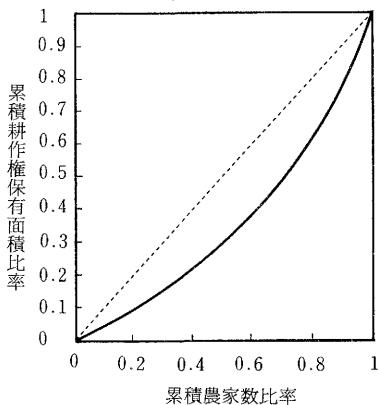
以上、水田の取得方法を分類し、それがZ村の文脈ではどのような意味をもっているかについて述べてきた。第1の「農地配分」と「収用免除」以外はネーウィン政権になってから行われていることを考慮して、これまでの議論をまとめるならば、ネーウィン政権は、ウー・ヌ政権と同様に農業労働者にも農地を再分配するというような抜本的な農地改革は行わなかったが、「贈与」の強制や「耕作放棄地再配分」あるいは「宗教地下付」といった形で、不耕作地主の排除は徹底的に行なった、ということができる。

(2) 水田耕作権の保有規模分布

それではこのような水田耕作権の移転によって、Z村内の世帯別耕作権保有規模分布にどのような変化が生じたのであろうか。農地改革(1957年)以後調査時までの30年間⁽³⁾のZ村の世帯別耕作規模分布の変化を追ってみることにしよう。

変化の態様を分析する前にまず現況の把握から始めよう。1986/87年度のZ村の農民の総水田耕作権保有面積は801エーカーであった。この801エーカーの耕作権を65世帯で保有している。第11図はZ村の水田農家の耕作権保有面積の分布を図示したローレンツ曲線である。Z村の耕作権保有分布のジニ係数は0.25で、対象範囲を菜園を含めた全農地に拡げても0.29(第12図)であり、全国の経営農地保有世帯分布のジニ係数0.44⁽⁴⁾と比較すると、非常に小さい。その理由は、一般に農地保有面積が上ビルマでは小さく、下ビルマでは大きい傾向があり、また同じ地方の中でも村のおかれた立地条件や社会条件によって保有規模に村落間格差があるので、一村レベルでジニ係数が小さくても全国統計になると大きくなってしまうからである。特にZ村のように農

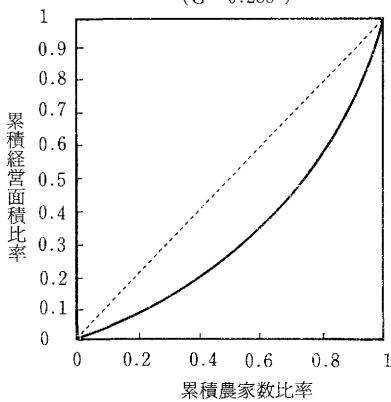
第11図 Z村の水田耕作権保有分布
($G = 0.251$)



(注) G はジニ係数。

(出所) 第19表と同じ。

第12図 Z村の経営農地（水田 + 菜園）分布
($G = 0.288$)



(注) G はジニ係数。

(出所) 第19表と同じ。

地改革の行われた村では、各農家の耕作権保有規模がダドントゥンのまわりに集中することになって、ジニ係数はかなり低くなる。第19表の右端の列はZ村の耕作権保有面積別の農家数を表しているが、10～14エーカーのダドントゥンの範囲に全水田農家の半分を超える33世帯が集中していることがわかる⁽⁵⁾。すなわち、農地改革時に配分されたダドントゥンが、増えもせず減りもせずそのままの規模で維持されている傾向が強いのではないかという仮説が成り立つ。

この仮説をさらに吟味するために、農地改革時の保有状況を再現し、現況と比較してみよう。第20表は、相続、生前相続および贈与が行われなかつたと仮定し、そのような移転が行われる前の耕作権保有者に水田を帰属させ、第19表と同様に分類したものである。すなわち、第20表は農地改革直後の各農家の水田保有の状況にできるだけ近づこうとしたものである。この表によると、各農家の保有面積のダドントゥンへの集中傾向はさらに強まり、70世帯中74%の52世帯がダドントゥンの範囲に入っている。特に農地配分によって水田を与えられた農家はほとんどがダドントゥンの範囲に入っており、農地改革で農家1世帯にダドントゥンを与えたというウー・ピュー元

第20表 相続等が行われなかつたと仮定した場合の規模別耕作権取得方法

(単位:世帯)

耕作権保有面積 (エーカー)	農地配分	収用免除	耕作放棄 地再配分	宗教地下付	計
4未満					0
4~6		1	1		2
6~8			3		3
8~10	3	1	2		6
10~12	7	1		1	9
12~14	38	3	2		43
14~16	3		1	1	5
16~18					0
18~20					0
20~22		1			1
22~24					0
24~26					0
26~28					0
28~30					0
30~32				1	1
所得方法別合計	51	7	9	3	70

(注) (1)表題における「相続等」とは、「相続、生前相続、贈与および購入」を指す(以下同様)。

(2)「相続等が行われなかつたと仮定する」ということは、それらの方法によって耕作権が移転される前に遡り、農地改革直後の状況により近づくことを意味する。すなわち、本表は農地改革直後の各農家の保有面積分布を近似的に表すものである。しかし、耕作放棄地再配分による取得については、その水田の由来を回答者が知らないことが多いため、それ以上遡及することはできず、完全に農地改革直後の状況を再現することはできない。

(3)原則として取得時における面積をもとに作成したが、農地改革による取得後、部分的に耕作放棄し、その後生前相続された3事例(8~10エーカー)は、耕作放棄がされなかつたとは仮定していないので、現在の面積による。

(4)第19表において2種類以上の方法によって取得された耕作権については、取得先がすべて異なるので、取得方法別に取得面積を分割した。例えば、第19表で、1世帯が農地配分と耕作放棄地再配分によって農地を取得した場合、本表では、農地配分の列に1世帯、耕作放棄地再配分の列に1世帯が記入される。したがって、以上のような数え方をすると、第19表の耕作権取得方法の延べ数(以下「延べ数」と略記)は75になります。本表の合計値も75となるはずである。

(5)しかし本表では、分割された水田について、分割前の取得方法および取得面積によって、例えば父親が農地配分で得た12エーカーを子供2人に6エーカーずつ相続させた場合、「農地配分で12エーカー得た世帯が1世帯」と数える。この場合、本表の方が第19表よりも世帯数が1世帯少なくなる。

(6)これらの増減要因をまとめると以下のようになる。第1に、父親が農地配分で得た水田の一部を子供1人につけてやった場合、第19表では農地配分が1例、生前相続が1例で計2例としてカウントされるが、本表では農地配分が1例とのみカウントされる。このような事例が2例ある。第2に、父親が農地配分で得た水田を子供2人が分割相続した場合、第19表では2例として数えられるが本表では農地配分が1例とのみカウントされる。このような事例も2例ある。第3に、農地配分で得た水田を相続してそれを2人の者に売った場合、第19表では2例としてカウントされるが、本表では農地配分例が1例と数えられる。このような事例も2例ある。ここまで第19表の「延べ数」75は6減少して69になる。しかし、父親が農地配分で得たうえにさらに耕作放棄地再配分によって得た耕作権をそっくり子供が生前相続した場合、第19表では1例として数えられたものが本表では2例となる。このような事例が1例ある。したがって、第19表の「延べ数」75は、本表では70世帯が耕作権取得したものとして表記されることになる。

(出所) 第19表と同じ。

農地委員会委員長の話が裏付けられる。さらに同表において、耕作放棄地再配分によって取得された10エーカー未満の水田はダドーントゥンが分割されたものと見なすと、農地改革直後の水田農家戸数は64世帯と推計され⁽⁶⁾、これもウー・ピューの記憶とほぼ一致し、やはり約半分の村民は農地の配分に与れなかつたことが確認される。

第19表および第20表の水田面積の合計値はともに801エーカーである⁽⁷⁾ので、水田農家1戸あたりの平均耕作権保有面積は、それぞれ12.3エーカーおよび11.4エーカーになる。また、第19表から耕作権保有面積がダドーントゥン未満になった農家は19世帯、ダドーントゥンを超える農家は11世帯である。さらに、ダドーントゥンを超える農家の場合、ダドーントゥン(10~14エーカー)の倍数になっている世帯が10世帯ある。これらのことから、農地改革直後から調査時までの29年間、上下へ同じくらいの程度で分解傾向がみられるものの、1世帯あたりの平均耕作面積にはほとんど変化がなく、またダドーントゥンが細分化されることは少ないといつてよい。つまり、ビルマの農村の一般的傾向であるといわれている、人口増加による農地の細分化すなわち農家1世帯あたりの耕作規模の縮小傾向はこの村にはみられない。

分割(あるいは均分)相続の慣習が一般的であるといわれるビルマ農村社会において、ダドーントゥンの分割はなぜ行われないのであろうか。続いて、耕作権の取得方法別にその移転の実態を分析して、耕作権の移転と保有面積の変化の関係を明らかにし、さらに移転手段や耕作権保有規模を規制する要因を考察していくことにしよう。

(3) 水田耕作権取得と規模変化

①相続・生前相続

まず、第19表の耕作権取得方法の中で生前相続が農地配分に続いて多いことに気づく。そもそもビルマの慣習では、親のどちらか一方が生きているかぎり親の土地に手をつけることはなく、両親とも死んでから土地が男女を問

わざ分割相続されるのが通例であり⁽⁸⁾、ビルマ仏教徒慣習法は相続人の財産分割請求の時期を、被相続人の死亡時もしくは父または母の再婚時と定めている⁽⁹⁾。また、慣習法ではあらゆる遺言は無効であるとされているため、被相続人が生前に財産を分配する（生前相続を行う）といったような遺言を実行することと同じ効果をもたらす行為も違法である⁽¹⁰⁾。Z村でも菜園や屋敷地は親の死後に相続されるのが普通であり、水田の生前相続は明らかに農業法制にも慣習にも違反する。それではなぜこのようなことが広く行われているのであろうか。以下、事例を列挙して検討してみることにしよう。

- ・ コー・アウントゥン(25)は長男で、父のウー・マウンカイン(23)がダドーントゥンを超えて水田を保有していたので、一部を譲り受けた。
- ・ コー・アウンテイン(38)も長男で、父親のウー・アウンナイン(39)がダドーントゥンを超えて水田を保有していたので、一部を譲り受けた。
- ・ コー・ティントゥン(45)は老父(44)の保有する12エーカーの水田を半分分けてもらった。長兄のウー・フラタン(46)は農地配分を受け、次兄コー・ミヤッチョーはウー・ピュー(12)の家に婿入りして自分の水田を購入。また2人の妹は婚出したので、コー・ティントゥンは残りの6エーカーも譲り受ける予定。次兄は婚出の時牝牛を1頭父から貰った。
- ・ ウー・アウンニュン(10)とウー・ミャマウン(26)の兄弟は、老母(11)から6エーカーずつ生前相続。他の女のキョウダイが3人いるが、長姉(4)は菜園1エーカーを生前相続し、他の2人は牝牛を1頭ずつ貰った。
- ・ コー・アウンタン(48)は老父から生前相続。彼は男8人女3人のキョウダイの4男で、彼の父(49)は菜園7エーカーを売却して、他のキョウダイたちには村の中では比較的高い水準の教育を受けさせている。
- ・ ウー・フラミヤイン(52)も老父から生前相続。彼は長男で、父母と5人の弟妹たちはヤンゴンで商店を経営。
- ・ コー・ティンセイン(72)も老父から生前相続。彼は2人兄弟の次男で、

兄のコー・ティンマウン(70)は別に水田を購入してもらった。

- ウー・トゥンウェー(107)も老父から生前相続。彼は末息子で、兄は大工と公務員、2人の姉は農業労働者と結婚。
- ウー・タウンチー(116)も老父から生前相続。彼も末息子で、2人の兄は兵士と鉱夫で、1人の姉は農業労働者と結婚。
- ウー・オウンマウン(130)は同居する末娘の夫に耕作権を譲った。長男はヤンゴンで公務員、長女は公務員の妻。
- コー・ミヤッタン(66)は父母の死後、祖母から水田を生前相続した。
- コー・アウンチャイン(73)も、父母の死後、祖母から水田を生前相続した。その前に父からも耕作権を(死後)相続している。彼は末息子で母と同居しており、長兄は下記のコー・ティンフライン(71)の父で、再婚してフレグー町に転居、次兄はフレグー郡内の農家に婿入り、姉は公務員と結婚。
- コー・ティンフライン(71)は長男で、父の再婚後、耕作権を生前相続。弟妹6人は父とともに転居。

以上の事例からわかるることは、老齢の父母または祖母が、自己の影響力を行使できるうちに相続人を決めてしまうということである⁽¹¹⁾。「農地を耕作する者のみに耕作権を」という原則の下、水田耕作権は水田を耕作する者に与えられることになっているが、耕作権の移転はすべて国家が管理することになっているので、親の死後に子供に与えられる制度的保証はない⁽¹²⁾。そのため親は自分が年をとって働けなくなると、小作人登録帳の名義を息子か娘婿に変えて扶養してもらうのである。相続人が農民ならばこの移転は簡単に認められる。つまり、水田が私有地でないために、生前相続という慣習と相入れない相続が行われるようになったといえる。

また、上記の事例から、第1に、耕作権を持っていた父が転居や再婚のために弟妹を引き連れて村を出るといった場合にのみ長男が生前相続すること、第2に、(25)や(38)のように長男が親から独立する過程で部分的に耕作権を生前相続することがあること、そして第3に、上記2種類の例外を除けば末

息子（義理も含む）が生前相続するのが一般的であること、がわかる。なお娘は水田耕作権の生前相続には与っていない。このような一子相続は分割相続の慣習に反する行為であり、これを行うには親の強い指導力が必要とされるものと思われる。分割されないのは後述するように分割すると農業経営がたちいかなくなるからであり、これは政府の低米価政策に起因するものである。

次に、被相続人の死後の相続、すなわち文字どおりの相続についてみてみよう。第19表の相続の列の11世帯の内訳は、ビルマ族世帯が5世帯、カイン族世帯が6世帯である。ビルマ族の事例からみていこう。

- ・ドー・メー(1)、ドー・キンヌ(13)、ドー・チンミヤ(60)の3名は、各々の夫が死亡したため耕作権を相続した。
- ・コー・ミンター(18)は、父に続いて母も死亡したので、耕作権を相続。男子は彼のみで、6人中5人の姉はすでに婚出し、1人の姉および1人の妹と同居している。
- ・コー・ニヤンナイン(36)は、兄(39)がすでに農地配分を受けていたので父の分を1人で相続。2人の姉は婚出。

相続のみによって耕作権を取得したビルマ族世帯は以上5世帯であり、うち3世帯は夫の死亡によって妻が相続し、2世帯は母の死亡によって農業経験のない息子が相続している。両者とも主たる耕作者の死亡による緊急避難的な相続であり、「農地を耕作する者のみに耕作権を」という原則には反するが、農業を監督する者（定義によるとこれも農民である）という名目で黙認されている。また、夫の死亡によって耕作権10エーカーを相続したドー・キンヌは耕作権を他村に住む兄に賃貸しているが、長男が農業を行える年齢に達するまでの暫定措置として、この違法行為を見逃されている。ビルマ族の場合、生前相続こそが親から子への通常の耕作権移転手段であり、死後の相続は例外であるといえよう。これに対し、カイン族世帯はすべて死後相続である。

- ・ソー・イエーボー(81)は1人息子、ノー・ヘーレーポー(82)は1人娘である。また、ソー・トーマッ(83)は病弱な兄と同居している。3名とも一子相続である。

- ・ノー・ゲムー(92)はゾー・エーヨーポ(84)の長女であり、(84)が管理していた彼女の母方の祖父の耕作権12エーカーを婚姻時に相続した。彼女の弟妹7人は未婚で(84)と同居。
- ・ノー・メリー(93)とノー・グリミー(95)は2人だけの姉妹で、母から7エーカーずつ均分相続した。現在(95)は未亡人。

これらの事例から、分割相続や娘が相続するといったことも行われていることがわかる。村落人民評議会はカイン族の土地問題はカイン族にほとんど任せており、彼らのコミュニティの監視の下に相続が行われる。すなわち、牧師を中心とするカイン族コミュニティが、耕作権者の死後、正当な相続権者に耕作権が渡るように監督するのである。これは、後述するように、彼らの屋敷地がコミュニティの總有であることと無関係ではないように思われる。

第19表では相続の列のほかに、すでになんらかの方法で耕作権を得た農家が、さらに相続によって耕作権を得た事例が5例ある。

- ・ウー・ティンフライン(54)はすでに農地改革で水田を取得していたが、長兄ウー・ピュー(12)も、次兄ウー・フラチー(42)も、姉の夫ウー・チーエー(14)も農地改革で農地配分を受けていたので、末息子のウー・ティンフラインが父の耕作権を1人で相続した。
- ・ウー・アウンワイン(62)は農地改革で水田を取得し、そのうえ、伯父が死んだ後、相続人がいないのでその耕作権を相続した。
- ・ウー・ティンチャイン(63)も農地改革で水田を取得したが、兄の死後、相続人がいないので兄の耕作権を相続した
- ・コー・アウンチャイン(73)の事例はすでに述べた。
- ・ウー・ソーナイン(12)は、同居の姉の夫ウー・ピュー(12)が農地改革で水田を得ているので、父の死後その耕作権を1人で相続した。次姉は郡外に婚出。ウー・ピューの娘婿のコー・ミヤッチャーは独自に8エーカーを購入。

上記5例を分類すると、「農地配分」+「相続」3例、「生前相続」+「相続」1例、「農地配分」+「相続」+「購入」1例、となる。いずれの例も、自らも

しくは彼の属する世帯構成員の誰かがすでに水田耕作権を保有していた場合にのみ、死後相続が行われることを示している。また、傍系の親族に耕作権が相続されている例がみられるのもこの場合だけである。農地改革時に役牛を所有しない者には水田が配分されなかつたことは先述したが、この原則はネーウィン政権になっても変わっておらず、すでに水田耕作権を保有していて役牛のいる農民の方が農業労働者よりも耕作権の配分を受けやすい。なぜならば、役牛や農具を持たない農業労働者よりも、農民の方が、耕作権を得た年すぐに作付できて翌年には供出できる可能性が高いと見なされるからである。ましてそれが被相続人の血縁者であるならば、優先的に耕作権を取得できることになる。すなわち、死後相続が行われるのは、カイン族を除いては、緊急の場合か近親者である相続人がすでに耕作権を持っている場合のみにほぼ限られるといってよい。

以上、生前相続および相続の事例とそのZ村的特質について述べてきた。次に、生前相続・相続に起因する耕作権保有規模の変化の傾向についてまとめておこう。上記の事例から、生前相続によって水田が分割された事例は、2子が均分に分けたものが1例(第19表では2例となる)、親が子に一部だけ分けてやったものが2例あるだけで、残りの10例(生前相続+相続の1例を含む)は1子のみが生前相続している⁽¹³⁾。また相続による移転の中で、分割相続はカイン族世帯の1事例しかない。つまり、生前相続・相続によって耕作権を取得したために保有規模が縮小したのは4例で、農家数にして6世帯である。逆に相続によって耕作権保有面積が増加した世帯が5世帯ある。したがって、生前相続や相続によって耕作権を取得した農家29世帯中、それによって耕作権保有面積が減少した農家が6世帯、増加した農家が5世帯、変化しなかつた農家が18世帯ということになる。すなわち、生前相続・相続によってダドーントゥンが分割されたのは、29世帯中6世帯にすぎない。ゆえに、生前相続・相続によって1世帯あたりの耕作規模が縮小しているとはいえない。分割が行われない理由として考えられることは、第1に、法律によって分割が禁止されており、議長は1世帯の耕作面積が減少することを許可しにくいこ

と⁽¹⁴⁾、第2に、耕作面積が減少すると供出後の残余が少なくなること、第3に、後述するように分割すると役牛の所有との関係で農業経営が非効率化あるいは非自立化してしまうこと、の3要因である。第1、第2の要因は政策によるものであるから、ネーウィン政権の分割抑止政策は、結果的にはかなり浸透しているものと思われる。農地相続に関する従来の議論は、慣習的相続による農地細分化のみが強調され、法令による規制が考慮されることがなかった。Z村のこの事例は、ビルマの伝統的慣習である分割(あるいは均分)相続によって農地が細分化され、耕作面積が縮小しているという従来の議論⁽¹⁵⁾に対する反例となる。

②購入

続いて売買による耕作権移転の実態についてみてみよう。第19表の「購入」の列に分類されている5世帯の農家世帯主の前の職業はすべて農業労働者である。うち12エーカーを購入したコー・テインフライン(71)と8エーカーを購入したウー・キンヌエー(133)は親に資金を提供してもらっている。また、ウー・ピュー(12)の家に婿入りしたコー・ミャッチョーは、ウー・ピューの手助けをしながら購入資金を貯め、8エーカーの水田を買った(第19表右から2列目の「購入」)。相続や贈与を期待できない農業労働者世帯が水田耕作権を取得する方法は、耕作放棄地再配分か購入によるしかない。ただし、耕作放棄地再配分の場合、配分時期が不確定であるうえ、相続の場合と同じように、役牛を所有する農家が、たとえすでに耕作権を保有していたとしても優先され、役牛を所有しない農業労働者世帯はその余りものしか入手できないので土地条件が悪い。したがって、彼らが必要な時に良質の水田を得るために購入によらざるをえない。水田の価格は1エーカーあたり300~400チャットと、水田1エーカーから1年間に生産される粳米の価額とほぼ同じ程度である⁽¹⁶⁾が、資金の少ない農業労働者は広い面積の水田を購入することができず、ダドーントゥンの一部だけを購入することになる。しかし、購入によって水田耕作権を取得した世帯が26年の間にわずか6世帯という現実から、水田

耕作権の商品化は進展していないといふことができる。その理由として、第1に、耕作権はあくまでも所有権ではなく用益権にすぎないうえに、法律によって原則的に売買が禁止されていること、第2に、低供出価格や厳しい作付管理のために小規模の水田経営からの収入は生存レベルを満たすことができず、農業労働などの兼業をしなければならないこと⁽¹⁷⁾、第3に、次章で述べるように、たとえ水田を購入できたとしても役牛は賃借しなければならず自立的な経営はできないこと、が挙げられる。それでもやはり耕作権を購入する世帯があるのは、Z村の場合、非農業労働の賃金が安く、また農業雇用労働の雇用機会が必ずしも安定的でないからである。

以上に述べた購入による耕作権の移転と耕作権保有面積の変化との関係についてまとめておこう。初めに耕作権を保有していなかった者が購入によって耕作権を取得した場合、彼ら（5世帯）の保有面積はすべてダドーントゥン以下になっており、うち4世帯はダドーントゥン未満になっている。さらにコー・ミヤッチャーの事例も入れる⁽¹⁸⁾と、購入による1世帯の耕作権取得面積はすべてダドーントゥン以下となる。すなわち、売買による耕作権の移転はもっぱら農地改革によって与えられたダドーントゥンの縮小要因となっており、購入による耕作規模の拡大はまったくみられない。

③耕作放棄地再配分

次に、耕作放棄および耕作放棄地の再配分による水田耕作権の移転の内容について吟味してみよう。第19表の相続と生前相続の列の8～10エーカーの4世帯はすべてダドーントゥンの水田の一部を耕作放棄しており、他にも20エーカー以上の大規模農家2世帯が保有水田の一部を耕作放棄していた。このような耕作放棄地はダドーントゥンにこだわらず、村落人民評議会によって再配分される。この方法で水田を取得した世帯は9世帯あり（第20表参照）、うち5世帯がこの方法のみによって水田耕作権を取得している（第19表参照）。これら5世帯の保有水田は村から遠くて雨期の水深が深く、労働生産性、土地生産性とも劣悪である。なぜならば、彼らの取得した水田は、先述

のように、水田農家の誰も希望しなかった「余りもの」だからである。それに対し残りの4世帯の農家は役牛を所有していたので、もともと耕作権を保有していたうえに優先的に比較的良い水田を配分されている⁽¹⁹⁾。

耕作放棄地再配分と耕作規模の関係についてみてみると、まず第20表から、耕作放棄地が再配分される場合、1世帯あたりの再配分面積は必ずダドーントゥン以下であることがわかる⁽²⁰⁾。そのため、非農家に水田が再配分される場合、取得者の耕作規模はダドーントゥン以下になり、このような事例が5世帯ある(第19表参照)。他方、ダドーントゥンの耕作権をすでに保有している農家が、さらに耕作放棄地を取得している事例も4世帯ある。したがって、耕作放棄地の再配分は、農地改革によって配分されたダドーントゥンの縮小要因にも拡大要因にもなっている、ということができる。

以上、取得方法別に水田耕作権移転の実態と耕作規模の変化について述べてきたが、そこで言えることは、生前相続・相続および耕作放棄地再配分による耕作権の移転は、1世帯あたり平均耕作面積の変化に対して中立であり、購入はもっぱら規模縮小要因になる、ということである。また、最も多くの事例がみられる生前相続・相続による移転では、ダドーントゥンが分割されない場合の方が分割される場合よりもずっと多い。

④大規模農家の取得方法

ここまででは水田耕作権の取得について方法別に論じてきた。この項では現有耕作面積がダドーントゥンを超える、すなわち18エーカー以上の大規模農家⁽²¹⁾が、どのように水田耕作権を取得したかについてまとめて考察する。まず注目される点は、大規模農家11世帯中9世帯が2種類以上の方法によって⁽²²⁾耕作権を取得していることである。すなわち、ダドーントゥンの既得耕作権に加えて、相続によって耕作権保有面積を増やした農家が5世帯、耕作放棄地再配分によるものが4世帯ある。これらの農家は農地配分や生前相続によってすでにダドーントゥンを取得しており、役牛と農具一式を所有する「自立的」な農家であったため、その上にさらに耕作権を得やすかったのである。

次に、ウー・グエーマウン(19)は贈与、ウー・ポーティー(75)は宗教地下付によってそれぞれ大規模耕作面積を取得した。先述したように贈与された水田はもともと収用免除地だったので、両名とも農地改革で収用を免れた水田を譲り受けたということができる。この場合ダドントゥンの制約にこだわらず取得している。現有耕作面積30エーカーを保有するウー・ポーティーの場合、宗教地下付によって得た48エーカーのうち18エーカーを甥に譲っても(第21表の整理番号19)なお村で2番目の大規模農家である。

このような耕作規模の拡大過程において、我々は金銭の授受がまったく行われていないことに気づく⁽²³⁾。それに加えて、相続といい耕作放棄地獲得といい自らの意志だけではどうにもならない外生的要因によって発生した機会を利用して耕作面積を拡大している。このような現象はダドントゥン未満の農家が違法な購入という手段によっても水田を得ようとしていたことと対照的であり、一見したところダドントゥンに達すると耕作面積拡大の意欲が失せてくるのではとさえ思われる。事実、調査時は供出制度が最も厳しいときであったため、ダドントゥン以上の農家は皆これ以上の水田は要らないと回答した。しかし、これまでに述べたように相続や耕作放棄地再配分など機会があれば耕作権を取得しているし、大規模経営ほど経済的余剰が大きかったとの指摘もある⁽²⁴⁾。また購入や質入れが法律によって禁止されているとはいっても、簡単に脱法できる。それではなぜ購入による大規模化が起こらないのだろうか。第1に、ダドントゥンをすでに保有している農家には、水田を購入してまで耕作規模を拡大するインセンティヴが働かないのではないかということが考えられる。すなわち、耕作権を持たない農業労働者は収入の安定のために借金や親からの援助などで無理をしてでも水田を買うが、ダドントゥンになればもう水田購入のために金銭を支出するというようなことはしなくなるのである。なぜならば、ダドントゥンを超えて新たに耕作権を買い増すといった場合、予想収益と水田耕作権価格を勘案して意思決定するという投資的様相を帶びてくるが、所有権がないうえに厳しく管理されている水田経営には「投資」するだけのメリットはない。したがって、耕

作規模拡大意欲はあるが、ただならばともかく、購入してまで水田の耕作規模を拡大する気にはならないものと思われる。第VIII章で述べるように、水田がダドントンの2倍もあればかなりの副収入が期待できるが、いつ接収されるかわからない水田を購入するくらいならわずかな菜園を購入した方が、所有権が安定しているうえに高収入が期待でき⁽²⁵⁾、投資の確実性が高いのである。購入による規模拡大が起こらない第2の理由は、ダドントン層には自己資金だけでは水田を買えるほどの蓄積がないということである。村落人民評議会は分割を嫌う傾向が強いということはすでに述べたが、そのためか実際の売買も4、5エーカーが単位になる。だが、ダドントン層の中にそれをまとめてすぐに買えるほどの蓄積がある農家がどれほどいるか疑問である。この問題はさらに第VIII章で検討されるであろう。

⑤耕作権の処分

以上、取得者の側から耕作権の移転についてみてきたが、本節の最後にあって、処分者の側から耕作権を処分した事例について言及しておこう。菜園と屋敷地の取得については次節以下で述べるが、処分については水田の場合と比較するためにここで一括して扱うこととする。

さて、第21表は現存する村民の土地処分の事例を地目別、年代順に並べたものである。この表から指摘できることはまず第1に、政府への耕作地返還は1960年代にのみ集中しており、処分者はすべて未亡人であるということである。主たる農業従事者である成年男子が死亡した場合、有無を言わせず政府が没収するという政策が、1960年代、それも農業政策の3本柱が完成する以前においてのみ厳格に執行されていたことは注目に値する。ネーヴィン政権が抜本的農地改革を断念する以前の方が、耕作権の管理はむしろ厳しかったのである。農地改革を志向するエーストスが下々まで行き渡っていたからであろうか。1970年以降はそのような厳格な管理は弛緩し、売却や生前相続および未亡人による相続が行われるようになっている。1970年以降も耕作放棄は行われているが、ダドントンの一部のみであり、またZ村の農民の中

第21表 土地処分の事例

(価格単位: チャット/エーカー)

整理番号	地目	(a) 処分者	(b) 取得者	処分面積 (エーカー)	処分方法	(a)から(b) との血縁関係	価 格	年
1	水田	ドー・ティン(73)		3	政府に返還			1960
2	〃	ドー・エーゴー(17)		50	政府に返還			1964
3	〃	ドー・タン(68)		12	政府に返還			1966
4	〃	ドー・ボーフラ(66)		12	政府に返還			1967
5	〃	〃	ウー・ミヤマウン(26)	6	生前相続	息子		1973
6	〃	ドー・オウンキン(11)	ウー・アウンニュン(10)	6	生前相続	息子		1975
7	〃	ウー・ミヤアウン(118)	村外者	12	売 却	甥	400	1978
8	〃	ウー・キンサン(49)	コー・センティン(115)	7	売 却	他人	400	1979
9	〃	ウー・アウンナイン(39)	コー・アウンティン(38)	8	生前相続	息子		1981
10	〃	カレンノイ学校	ソー・カポートウー(87)	5	売 却		55	1981
11	〃	ドー・ボーフラ(66)	コー・ミヤックン(66)	12	生前相続	孫		1982
12	〃	ソー・アヨーポー(84)	ソー・エーセゲー(92)	12	生前相続	姪婿		1982
13	〃	ウー・タウンシュー(134)	村外者	12	贈 与	甥		1982
14	〃	ウー・キンサン(49)	コー・ミヤッチョー(12)	8	売 却	従兄弟	350	1982
15	〃	ウー・マウンカイン(23)	コー・アントゥン(25)	4	生前相続	息子		1983
16	〃	ドー・キンヌ(13)	コー・ティンナイン(29)	4	売 却	他人	400	1984
17	〃	ドー・トエーイン(123)	村外者	12	売 却	他人	417	1984
18	〃	ウー・オウンマウン(130)	コー・ミンクン(130)	10	生前相続	姪婿		1984
19	〃	ウー・ボーティー(75)	村外者	18	贈 与	甥		1984
20	〃	ウー・キンサン(49)	ウー・アウンダン(48)	12	生前相続	息子		1984
21	〃	ウー・トゥングエー(44)	ウー・ティントゥン(45)	6	生前相続	息子		1985
22	〃	ウー・オウントゥン(106)	コー・フラクン(13)	12	生前相続	息子		1987
23	〃	ウー・アウンカ(126)	村外者	5	贈 与	従兄弟		1987
24	菜園	ウー・ボージー(135)	ウー・フラターン(46)	1	売 却	他人	750	1974
25	〃	ドー・オウンキン(11)	ドー・ギンスエー(4)	1	生前相続	娘		1975
26	〃	ウー・キンサン(49)	コー・ミヤッチョー(12)	1	売 却	従兄弟	3,000	1982
27	〃	〃	コー・タンニュン(129)	1.5	売 却	姪婿	3,000	1983
28	屋敷地	ウー・アウンナイン(39)	コー・アウンティン(38)	0.5	生前相続	息子		1981
29	〃	ウー・ミヤッティン(16)	コー・アウントゥン(25)	0.2	売 却	従兄弟	1,250	1985

(注) (1)名前の後ろの () 内の数値は世帯番号。

(2)処分者が死亡したものは含まない。

(3)処分者が村外者の場合、取得者が村内の者であっても表中には含まない。

(4)政府に返還後の耕作権取得者は追跡できなかった。

(5)村外者に売却および贈与された耕作権は、第19、20表には含まれず、また政府に返還した水田がZ村の村民にどれだけ再分配されたかも不明である。

(6)上記(2)～(5)の理由により、本表は第19、20表とは必ずしも整合しない。

(出所) 第19表と同じ。

には自分の保有する水田の耕作権をすべて放棄してこれを政府に返還したと答えた者はいなかった。

第2に、生前相続の相続人は息子か娘婿であり、やはり娘は相続人になっていない。先述のようにこれはビルマの慣習に反することであるが、女は「田を耕作する者」とは認められないので、突然夫が死亡したような特例以外は原則として耕作権の後継者とはなれないようである。

第3に、水田価格と菜園価格に大きな格差があることがわかる。小学校保有地の下付は例外として、水田価格が400チャット前後であるのに対し、低湿地にあってたびたび水をかぶる整理番号24を除く普通の菜園の価格は3000チャットである。これは、水田には所有権がなく、生産物である稻米の価格が低く統制されているのに対し、菜園には実質的所有権があり、菜園自体も、そしてその生産物である野菜も自由に販売できることと対応している。

2. 菜　　園

ビルマ・デルタの村々は水田の中に浮かぶ島のような存在である。これはもちろん景観上の比喩であるが、経済的にも同様のことが言える。農村の経済活動が圧倒的に水田経営に依存しているからである。だが、水田での生産活動は国家によって厳しく管理されているので、面積的には取るに足らないほどの菜園や三日月湖、川辺の土手等、国家統制の外に置かれた地目への村民の関心は非常に高い。以下、Z村にある水田以外の地目について、水田の保有と比較しながら述べていくことにしよう。

菜園は形状から見ても土地利用から見ても、ビルマ語で「ヤー」(ya)と呼ばれる「畑」とまったく同じである。にもかかわらず、Z村では菜園は「チヤン」(hcan)と、屋敷地と同じ呼称で呼ばれている。これには二つの理由が考えられる。第1は土地利用上の互換性である。菜園には通常野菜や果物が栽培されていて形状は畑であるが、必要に応じて家屋が建てられることがよ

くあり、また以前は家があった土地に果物が作られていることもある。第2は制度上の同質性である。農地改革時に菜園は収用を免れたが、ネーウィン政権成立直後、菜園は農地と見なされ耕作権が設定されそうになった。それに対し村人たちは抵抗し、ナーレームによって菜園は屋敷地と同じものと見なされることになった。このようなことが可能であったのは、菜園の生産物が供出の対象にならなかったこともかなり影響しているように思われる。

こうして菜園は国家管理を免れたため、売買や分割等の処分は自由であり、作付も自由である。菜園には、水田への作付が禁じられている椰子やマンゴなどの多年生植物やバナナ、あるいは自然的条件の制約から菜園にしか栽培できないトマトや茄子など市場性の高い作物が栽培されており、主にフレグー町の市場へ運ばれる。菜園の生産物は自由に販売できるので、そこで産出される単位面積あたりの生産物の総価額は、低米価供出制で縛られている水田に比べて非常に高い。菜園の地価が水田より高いのはこのような事情のためである。村内の菜園で水田の7~10倍、フレグー町の菜園だと25~50倍にもなる。

第22表は菜園所有農家すべてについて、菜園の所有面積、取得方法、価格などを水田耕作権保有面積の少ない順に並べた表である。この表から、水田耕作権を保有しないかあるいは保有しても面積の小さい農家が、相続や贈与など親族からの無料の譲渡によって菜園を取得しているのに対し、水田耕作権保有規模が大きくなると、購入によって、しかも他人から取得している農家が多くなることがわかる。これは、大規模農家層が金銭の授受を伴わずに水田耕作面積を拡大していたことと対照的である。耕作規模の大きい農家ほど経済的余剰が大きいことは前章で言及し、第VII章でさらに詳述するが、この余剰は制度的規制の多い水田には投資されず、菜園の購入に充てられていたのである。

水田耕作権面積18エーカー未満の農家54世帯中、菜園所有農家がわずか3世帯であるのに対し、18エーカー以上の大規模農家は11世帯中7世帯が菜園を所有しており、特にウー・ティンチャイン(63)、ウー・トゥンカイン(67)、

第22表 水田耕作権保有面積と菜園の所有

世帯番号	世帯主の名	水田面積 (エーカー)	菜園			
			面積 (エーカー)	取得方法	前所有者	価格 (チャット/エーカー)
105	ドー・オウンチー	0	0.5	相続	母	?
4	ウー・フラタウン	0	1.5	生前相続	妻の母	1967
49	ウー・キンサン	0	2	相続	父母	?
129	ウー・タンニュン	0	2.25	相続(0.75) 購入(1.5)	父 妻の父	?
						2,000
44	ウー・トゥングエー	6	7	相続	父母	?
14	ウー・チーエー	12	1	贈与	叔父	1974
46	ウー・フラタン	12	1	購入	他人	750
42	ウー・フラチー	18	0.6	購入	他人	1,083 (屋敷込)
65	ウー・ニヨー	20	1.5	購入	他人	3,000
54	ウー・ティンフライン	23	3	購入	甥の妻の父	3,000
63	ウー・ティンチャイン	25	1	購入	他人	10,000
67	ウー・トゥンカイン	26	0.5	購入	他人	10,000
75	ウー・ポーティー	30	0.5	購入	他人	20,000
12	ウー・ピュー	32	2	購入	他人	500
12	コー・ミヤッচoyer		1	購入	従兄弟	3,000
						1983

(出所) 筆者調査による。

ウー・ポーティー(75)の3世帯はフレグー町に高価な菜園を購入している。このように大規模農家ほど菜園を購入する傾向は、第11図と第12図を比べてみればわかるように、Z村の全農地保有分布のジニ係数を水田のみの場合よりも大きくする。もし農地を価格で評価したなら、両図のジニ係数の差はさらに広がるであろう。すなわち、Z村の富の偏在は好運な水田耕作権の取得を媒介とした菜園の購入によって顕在化してくる、ということができよう。

3. 屋敷地

Z村の屋敷地に関する土地制度でまず特筆すべきことは、カイン族社会の総有制度である。パウコウン地区には20世帯のカイン族が居住しているが、

うち16世帯が「ユワミエー」(ywamyei) すなわち「村の土地」と呼ばれる総有地に住み、他の4世帯はその中に飛び地のように存在する私有地に住んでいる。パウコウン地区の面積は約16.5エーカーあるが、うち私有地は1エーカーほどで後はユワミエーである。カイン族社会の承認さえあれば誰でもそこに家を作つて住むことができる。彼らは結婚して所帯を持つとすぐにユワミエーの適当な場所に居を構えるので、パウコウン地区には拡大家族世帯は存在せず、核家族世帯のみである。

ビルマ族の屋敷地はすべて私有されている。水田と異なり、屋敷地には伝統的な相続方法が適用されており、第23表にみると被相続人の死後の相続が圧倒的に多く、また分割も自由に行われている。しかし、屋敷地の分割縮小化による土地不足の問題は発生しておらず、場所を選ばなければ空き地を親族や知人から無料で借りりうる。かつては村内の無主地(国有地)の下付や水田の宅地化によって国有地を屋敷地にすることができたが、今はできることになっている。

第23表の屋敷地区画数の合計値は90と、総(調査)世帯数136よりも大幅に少なくなっている。これはカイン族がユワミエーと共に住むからだけでなく、ビルマ族の村でも複数の世帯が1区画の屋敷地に別々に家を建てて共住している場合が少なくないからである。ただし、カイン族のユワミエーと異なり、これらの屋敷地は総有でも共有でもなく、共住する世帯群中の1世帯の世帯主の個人所有になっている。第24表にみると、複数の独立世帯を含む屋敷地が、全屋敷地区画数90区画の23.3%にあたる21区画あり、世帯数でみると42.5%が1区画の屋敷地に複数の世帯が共住する形態で住んでいる。さらにユワミエーに住むカイン族を含めると、1屋敷地=1世帯という居住形態をとる世帯は総世帯数の半分にすぎなくなってしまう。上記21区画の共住形態を整理してみると、2世帯共住の場合、屋敷地所有者(以下「主」と略記)世帯とその息子世帯が共住する形態⁽²⁶⁾が3例、「主」+娘型4例、「主」+甥型4例、「主」+弟型1例、その他3例となっており、3世帯共住の場合、「主」+息子+息子型1例、「主」+息子+妻の妹型2例であり、最後に4世帯共住の

第23表 取得方法別
屋敷地数

取得方法	屋敷地数
相 続	42
生 前 相 続	6
贈 与	6
購 入	13
水 田 宅 地 化	4
国 有 地 下 付	6
無 料 借 地	13
計	90

(注) 無料借地の貸手別の内訳は、小学校、祖母、叔父、父および無主地(=国有地)からの借地がそれぞれ2、友人からの借地が3となっている。

(出所) 筆者調査による。

第24表 屋敷地における共住

同一屋敷地 内の世帯数 (a)	屋敷地 区画数 (b)	(a) × (b)
1	69	69
2	15	30
3	3	9
4	3	12
計	90	120

(注) カイン族の16世帯は彼らの総有地に住むので(a) × (b) の合計値は、136より16少なくなっている。ただし、私有地に住む4世帯のカイン族は表中に含む。

(出所) 筆者調査による。

場合、「主」+息子+息子+姪型、「主」+妹+弟+義弟型、「主」+姉(未亡人)+妹(未亡人)+甥型が各1例ある。最後の1例以外はいずれも屋敷地所有者が最年長者となっており、またすべての場合において所有者が経済的優位に立っている。第VII章で詳述するように、屋敷地所有者が同一屋敷地に共住する

他世帯の構成員を農業労働者として雇用している事例もある。親子共住型の場合、親が死ぬと親の家を相続した子と別世帯を持ち共住していた子との間で屋敷地が分割されるので、第5図でみたように、キョウダイが近接して居住する世帯が非常に多い。しかし、農地の分割は一般に行われないので、屋敷地の分割と農地の分割はタイの農村のようには密接に関連しない。

第25表は水田耕作権保有面積と借地を含めた屋敷地保有面積の関係を示した表である。相関係数Rの値から両者の相関関係はほとんどないことがわかる。ただし、24エーカー以上の水田耕作権を保有する世帯は0.5エーカー以上の屋敷地に住み、1.5エーカー以上の屋敷地を持つ世帯は6エーカー（正確には8エーカー）以上の耕作権を保有することにみられるように、非常にゆるいながらも正の相関がある。

1.5エーカー以上の広い屋敷地に住む五つの事例について詳しくみてみるとしよう。4エーカーの屋敷地を所有するウー・タウンミン(122)は、姉、

第25表 水田耕作権保有と屋敷地保有

	屋敷地所有面積（エーカー）											小計
	0	0.1 ↓	0.5 ↓	1.0 ↓	1.5 ↓	2.0 ↓	2.5 ↓	3.0 ↓	3.5 ↓	4.0 ↓	4.5 ↓	
水田面積 (エーカー)												
0	23	28	8	2								61
1~6未満	1	2										3
6~12	1	6	7	2	1	1					1	19
12~18	4	5	7	6								22
18~24	1	1		3								5
24~30			2	1			1					4
30~				1		1						2
小計	30	42	24	15	1	2	1	0	0	1	116	

(注) 1) ビルマ族世帯のみの数値である。

2) 屋敷地「保有」であるので、借地も含む。

3) $R = 0.261$ 、ただし、左上隅の23世帯を除いた場合 $R = 0.298$

(出所) 筆者調査による。

妹および甥の3世帯を屋敷地内に住まわせており、11エーカーの耕作権を保有する。耕作権を30エーカー持ち、屋敷地を2エーカー所有するウー・ポートナー(75)は、甥の世帯と共に住む。1.6エーカーのドー・メー(1)の屋敷地内には彼女の長男も別世帯を持ち、彼女は10エーカーの水田の他にこの屋敷地の一部を菜園として利用している。長男は母の世帯の農業の手伝いをする。以上の3例のような広い屋敷地では、1区画の敷地に複数の世帯が共住することが多い。残りの2例をみてみると、8エーカーの水田耕作権を保有するウー・ボージー(135)の屋敷地は2エーカーだが、その大部分は菜園として使われている。コー・ティンセイン(72)は農業を引退した父の後を継いで27エーカーの水田を耕しながら、雑貨店を開くためにフレグー町に移住した父の名義の2.5エーカーの屋敷地に住む。最後の事例は、水田が生前相続された後も、屋敷地の所有権は死後相続の慣習どおりに父親の手に残る好例である。広い屋敷地の事例を挙げたが、これ以外でも屋敷地に余裕がある場合は菜園として利用され、稲作や賃労働からの収入を補完する。小さな屋敷地であっても、マンゴやズイーピンなどの木が屋敷地の片隅に植えられている。

4. 三日月湖

村には「古ガモーイエイ川」と呼ばれる面積10エーカーほどの三日月湖があることは先述したが、ここではこの三日月湖が村人たちによってどのように利用されているかを紹介することにしよう。

古ガモーイエイ川には大小多数の魚が生息しており、また流れの速いガモーイエイ川と違って魚の捕獲が容易である。この三日月湖は村有があるので本来なら村人の誰もが自由に魚の捕獲ができるはずであるが、ここの漁獲権はただ1人の村人の手に握られている。ウー・ピュー(12)の娘婿コー・ミヤッチャがその人物である。彼は村落人民評議会に年間2000チャットの利用料を払い、排他的漁業権を保持している。乾期も終わりの3月下旬頃、古ガ

モーイエイ川の水量が最も少なくなる時を待って、彼はフレグーの町から大型のモーター・ポンプを賃借してきて、三日月湖の水を吸い上げる。水が十分干上がった頃を見計らって、彼の雇った5、6人の労働者たちが三日月湖の中に入り魚をつかみとる。彼らは第III章で言及した「チャーバン」と呼ばれる日雇い労働者である。捕獲された魚はフレグーの町の業者に引き取られ、6000～8000チャットの粗収入になる。コー・ミヤッチョーには、彼に無断で魚を捕獲した者を捕えて村落人民評議会に突き出す権限も与えられている。ただし、漁網によって漁をする者のみを逮捕し、釣りをするのは大目にみる。

古ガモーイエイ川は雨期には増水して周りの家々を浸水させることがしばしばあるが、乾期には渴水状態になりガズンユエッが栽培される。ガズンユエッを栽培する区画は境界に長い竹が立てられて細かく仕切られており、各区画ごとに個人的利用に供されている。栽培区画の配分を受ける条件は三日月湖の畔に屋敷地か菜園を所有することであり、三日月湖に面する屋敷地または菜園の1辺とその両端から湖に向かって降ろした垂線と湖の中央を通る線とができる四角形⁽²⁷⁾が、当該世帯の利用できる区画になる。利用料はなく、また栽培権を持つ世帯はそれの譲渡、販売、賃貸等の私的処分を行うことができる。ネーウィン政権成立直後、この三日月湖は「ミェース」(myenù)⁽²⁸⁾と認定され、土地の利用権は農地を十分に持たない農民や農業労働者に優先的に配分し、できるだけ集団的に利用すること⁽²⁹⁾とされたが、結果的には個人に配分され、その利用も個人的に行われることになった。ビルマ式社会主義を唱えるネーウィン政権は、このような限界地を突破口に農業の集団化を試みたようであるが、その最初の段階からつまづいてしまったのである。

以上みてきたような三日月湖の事例からも、所有および経営に関する村人たちの強い個人化指向を読みとることができる。ビルマ式社会主義は、土地だけではなく、その他の生産手段や経営の社会化も目指したが、受け手である農民の側には、三日月湖の利用や菜園の国有化逃れにみられるように、土地所有や農業経営を個人に帰属させようとするメントが常に強く働いていた。農民は国有化や集団化を何とか避けようとし、村ではさまざまなナーレ

ーフムが動員された。そして政府も農民の意向を決して無視はできなかつたのである。これは推測の域を出ないが、第VI章で明らかにされるダドーントゥンと牛の対応関係が崩れなかつたのも、同章で述べるような技術的要因ばかりでなく、このような「農業は個人で」という経営指向と関係があるようと思われる。ネーウィン政権が推奨しながらほとんど実効を挙げられなかつた「集団農法」(スーパウン・サイッピョーイエー, sùbâun sai'pyôuyêi)についてどう考えるかという筆者の質問に対して、他の村でやつたとしてもうちの村では絶対にやらない、と答えた協同組合長ウー・グエーマウン(19)の言葉が、それを端的に表しているといえよう。

- (1) 実際に耕作しなければ耕作権は得られないのであるから、耕作権保有面積は耕作面積と同義である。しかし、1世帯だけ例外として、耕作権を他村の兄に賃貸しているドー・キンヌ(13)の事例がある。ただし、耕作権者として登録されているのはドー・キンヌであり、この賃貸は息子が成人するまでの一時的な措置にすぎない。本章においては、Z村の農民の耕作面積といった場合、彼女の耕作権保有面積も含むことにする。よって、本章では、耕作面積(あるいは耕作規模)と耕作権保有面積(あるいは耕作権保有規模)を区別せずに用いる。
- (2) 職業別に分類するならば、第III章で述べたように農家は64世帯であるが、本章に於てのみ、便宜上、耕作権は保有するが兄に一時的に賃貸しているドー・キンヌの世帯も農家に含むこととする。
- (3) 農地改革からネーウィン政権成立までの期間における農地の移転は、筆者がインタビューしたかぎりにおいては確認できなかつた。ただし、現在では行われていない賃貸借は広く行われていたようである。
- (4) simankêin hnîn bandayêi wungyîhtanâ [計画財務省], *pyidaunzû myanma naingan i bandayêi, sibwâyêi, luhmûyêi ahceianeimyâ tinpyâgye'* 1989-90 [ビルマ連邦の財政、経済、社会状況報告書] (yangoun[ヤンゴン]: simankêin hnîn bandayêi wungyîtanâ, 1989), pp. 40-41, より計算した。
- (5) 第19表の「14~16」の行に入っている2世帯の保有面積は、両世帯とも14エーカーであるので、これもダドーントゥンである。とすると、35世帯がダドーントゥンの範囲に集中していることになる。
- (6) 第20表中で、耕作放棄地の再配分によって耕作権を得た保有面積10エーカー未満の6世帯の農家の保有面積は、それぞれ5, 6, 6, 8, 8エーカー

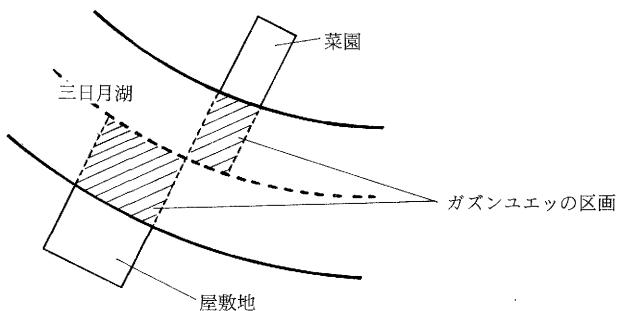
であり、計39エーカーである。これが耕作権の放棄前にはダドーントウンずつ保有されていたとすると、保有世帯数は3世帯となり、12~14エーカーの3世帯を加えると、農地改革によって取得した水田を耕作放棄した農家数は6世帯と推計される。この数値と、農地配分および収用免除農家数を合計すると農地改革直後の農家戸数は64世帯となる。ただし、宗教地下付は革命政権（ネーヴィン政権）成立後に行われたので計算には入れない。またこの推計においては、村落間の耕作権移動は少ないので考慮されていない。

- (7) 第21表（表の説明は後述）にみるように、村外者への売却、贈与、あるいはZ村村民の耕作放棄地の村外者による取得によって、農地改革時に比べてZ村村民の耕作権保有面積が若干減少している可能性もあるが、逆に村外者からの移転もあり、両者とも多くはないのでZ村村民全体の耕作権保有面積に大きな変化はなかったものと思われる。
- (8) Spiro, *op. cit.*, p. 57; Nash, *op. cit.*, p. 49.
- (9) オー・エイチ・ムーサム著、満鉄東亜経済調査局訳『ビルマ仏教徒と慣習法』、東京、満鉄東亜経済調査局、1942年、127ページ。
- (10) 少なくとも不動産の生前相続は無効であるとの判例がある。E. Maung, *Burmese Buddhist Law* (Rangoon : Sapaylawka Printing Works, 1970), p. 106.
- (11) ビルマでは子供の誕生日や結婚した日を記念して親が子供に金品を贈る習慣があり、これをレップエ(*le'hpwè*)と言う。上記事例の中で、結婚の時に牛を与えることはそれにあたる。しかし、水田の生前相続の場合は、親がいざれ働けなくなるのを見越して子供に引き継ぎ耕作させるということであり、例えは結婚を機に水田をやるというようなことは滅多にない。また親も子もこれを“*le'hpwè*”ではなく相続(*amwei*)と呼んでいることは先述のとおりである。
- (12) 実際には、親の死後でも子供がそれを望むかぎり子供が相続していることが多いようである。しかし、これはあくまでもナーレーフムによるものである。後述するように、1960年代には耕作者が死亡すると水田は国家に没収されていたし、耕作権の制度が続くかぎり、制度が突然厳格に運用されるようになる可能性も否定できない。実際そのように話す親もいた。
- (13) 諸事例の中からわかるように、水田耕作権の相続に与れなかつた子供は、農家に嫁ぐ(婿入りする)、農業労働者となって身内の家で働く、牛を貰ってそれを賃貸して耕作権を得られる機会を待つ、教育を受けさせてもらって他業に就く等の方法によって生計を立てることになる。後述するように、ネーヴィン政権下では農業は収益性の高い職業ではなく、また耕作権を分割すると農家として自立していくことが困難なので、耕作権に関する相続争いはあまり起こらない。
- (14) Z村村落人民評議会議長の話によると、郡の農業監察委員会が小作人登録帳をチェックする時、耕作者の名義についてはとやかく言わないが、1人あたり

の耕作面積の減少については厳しくチェックすることであった。なお、ここで「農業監察委員会」とは、郡の党書記を委員長とし、郡人民評議会議長を書記長として、その他農林省、貿易省、協同組合省などの役人によって構成される、郡内の農業活動全般を監督する委員会のことである。1988年のクーデター後廃止された。

- (15) Mya Than, "Little Change in……", p. 64: 斎藤「ビルマにおける水稻高収量品種の導入と……」, 183ページ。Mya Thanはビルマの慣習である分割（あるいは均分）相続を農地細分化の理由として挙げており、斎藤の場合、細分化の理由が曖昧ではあるが、やはりMya Thanと同様の見方をしているものと思われる。しかし、両者とも相続と農地の分割を結びつけるような実証的研究を行っているわけではない。もし理論的に結びつけるにしても、少なくともネー・ウイン政権の分割抑止政策と慣習との対抗関係や経営体としての存続について考慮すべきである。
- (16) Z村のエーカーあたり平均収量は粳米で40バスケットで、粳米の供出価格は1バスケット9.55チャットであるから、供出価格で測ったエーカーあたりの粳米産出価額は382チャットとなる。
- (17) 斎藤「ビルマの粳米供出……」, 13ページ。斎藤の調査したZ村の近くのチュンガレー村の事例だと、ダドーントゥン以下の農家の収益は農業労働者世帯を下回り、非農業所得から補填せざるをえないという。後述するように、Z村でもダドーントゥン未満の農家の場合、農業雇用労働などの兼業をしている世帯が特に多くみられる。
- (18) 32エーカーの耕作権を持つウー・ピューの世帯は、農地配分の他に相続と購入によって耕作規模を拡大しているようにみえるが、この場合はウー・ピュー保有の12エーカーとウー・ソーナインの12エーカーの他に、娘婿のコー・ミャッチャーが8エーカー購入したものである。名義人が違う上に、経営も収入の処分もまったく別個に行われているので、娘婿の家族を別世帯と考えれば購入面積はやはりダドーントゥンより小さいといえる。この農家のように親世帯と娘世帯と独身の叔父が同居して、農業経営を別々に行っている世帯は他はない。1989年11月に筆者が再びビルマを訪れたとき、コー・ミャッチャー一家はウー・ピューの家の斜向いに別の居を構えていた。よって、コー・ミャッチャーの事例を含めるならば、購入によって水田耕作権を取得した世帯は6世帯で、彼らの保有面積はすべてダドーントゥン以下であり、うち5世帯はダドーントゥン未満である、ということができるのである。
- (19) ウー・アウンナイン(39)は、農地配分によって12エーカー取得し、その後さらに耕作放棄地再配分によって6エーカーを得たが、6年前長男に8エーカー分けてやったので調査時での保有面積は10エーカーであった。この例も耕作放棄地取得による耕作規模拡大の範疇に入る。

- (20) 14エーカーの再配分を受けた農家が1世帯あるが、これもダドーントゥンの範囲内である。
- (21) 農地分配で14エーカーを得た農家が2世帯あるが、これはダドーントゥンの範囲に入る大規模農家とは見なさない。
- (22) コー・ティンセイン(72)は生前相続によって27エーカー取得しているが、被相続人である彼の父親は農地配分と耕作放棄地再配分によって耕作権を得ているので、「2種類以上」と見なす。
- (23) ウー・ピューの世帯の場合、娘婿のコー・ミャッチャの世帯は別世帯であると考える。
- (24) 斎藤「ビルマの稻米供出……」、16~20ページ、および本書第VIII章の分析を参考のこと。
- (25) 菜園経営からの収益については、第VIII章で詳述する。
- (26) このような共住形態を「主」+息子型」と略記する。以下同様。
- (27) 下図を参照のこと。



- (28) 「若い土地」という意味で、雨期に水没し乾期に出現するが、年ごとに現われる形状の異なる土地。形状がいつも同じなら、「ミエーイン」(myeiyin, 老いた土地)と言う。
- (29) bahou lounjounyêi hnìn ou'hcou'yêi komiti bahou myeiya komiti [中央治安行政委員会中央農地委員会], leyamyei nainnganbain pyu'lou'pyî deithâmyâ dwîn lou'kainhsaunywe'yan hnyuncâje'myâ [農地国有化済み地域で実行するための指導集] (n. p. : pyidaunzù myanma nainngan tohlanyêi asôya ou'kahtâyôun [ビルマ連邦革命評議会議長序], 1966), p. 7.